

公 告

公 告 第 492 号

令和8年1月1日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



令和8年1月9日付大和健発第107号をもって、近畿厚生局長宛に申請したので、
公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

新旧条文対照表

新	旧
<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p> <p>大和シーレックス株式会社 東京都千代田区</p>	<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略)</p> <p>株式会社ジャストロジスティクス 石川県金沢市 日本物流マネジメント株式会社 石川県金沢市 若松運輸株式会社 石川県金沢市 (以下略)</p> <p>神山トランスポート株式会社 愛媛県伊予郡松前町 (以下略)</p> <p>大和シーレックス株式会社 東京都千代田区</p>
<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 (以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p> <p>大和シーレックス株式会社</p>	<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 (以下略)</p> <p>株式会社ジャストロジスティクス 日本物流マネジメント株式会社 若松運輸株式会社 (以下略)</p> <p>神山トランスポート株式会社 (以下略)</p> <p>大和シーレックス株式会社</p>
<p>附 則 この規約は、令和8年1月1日から適用する。</p>	